

“一生、この人だけ!、なんて気持ちで結婚したはずが、気付けばよそ見をされていた、していた…。ドドロロの不倫劇を長々と続けるよりも、サクッと別れて人生をやり直すために、やっぱり気になるのがお金の話。離婚を前提とした場合の浮気の慰謝料について、弁護士に聞きました。

浮気をされた場合

配偶者と
配偶者の相手に訴求できる

慰謝料の目安となる金額



配偶者の相手に請求できる金額は、およそ200万円前後から300万円前後。裁判では、浮気をした2人のうち、どちらにより非があるのかという点が争われることもあります。この点について裁判所の判断は分かれており、積極的にアプローチを掛けていた側の責任を重く判断する例もありますが、基本的に浮気をした2人の責任は同じと考えておく方がよいです。

なお、浮気の相手に対する請求は3年の時効があります。これに対し、浮気をした配偶者に対する請求については、婚姻中であれば時効は心配ありません。ただし、時間がたちすぎると「浮気を許した」と評価されるなど、不利に扱われる可能性もあるので注意が必要です。

浮気をした場合

配偶者に支払う

慰謝料などの目安となる金額

結婚している夫婦の一方が浮気をした場合、その行為は夫婦間の信頼関係を壊してしまう、ひいては婚姻関係を破綻させる行為なので、慰謝料請求権が発生します。

額についてはケースバイケースなので一概にはいえませんが、判決で認められる額はおおよそ200万円前後から300万円前後です。もともと、浮気をした側はいわゆる「有責配偶者」という立場になるため、離婚したいと思っても裁判所は簡単にはそれを認めません。そのため、裁判にならずに早く和解して離婚したいと考えるのであれば、上記より高い金額を払わなければならなくなるケースもあります。

3
2
9

裁判所は、有責性、婚姻期間、相手の資力を要因として、慰謝料の額を決定しているといわれています

教えてくれた人

デライト法律事務所所属弁護士 本村安宏さん
久留米大学附設高等学校卒業、九州大学法学部卒業、九州大学法科大学院卒業。最高裁判所司法修習修了、デライト法律事務所入所。福岡県弁護士会所属。
<https://www.fukuoka-ricon-law.jp/>

